

新設条例に関する各種基準案

I. 新設予定の条例

子ども・子育て支援制度の実施主体である瀬戸市では、制度開始に向けて次のとおり、国の定める基準（政省令）を踏まえ、条例において新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準などを定めていくことが法律で定められています。

本市においては、以下の条例を平成26年9月議会において上程する予定です（ただし、O4_保育の必要性の認定に関する基準の条例化は検討中）。

条例	種別	根拠法
O1_特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	運営基準	子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項
O2_家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	運営基準	児童福祉法第34条の16第1項
O3_放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	運営基準	児童福祉法第34条の8の2第1項
O4_保育の必要性の認定に関する基準	認定基準	-

II. 条例で定める各種基準

条例を定めるため、以下の3点を基準として考えます。

- ① 政省令で定める基準に従って定めるべき基準（【従】で表記）
- ② 政省令で定める基準を参酌して定めるべき基準であり、地域の実情にあわせ変更及び削除が可能（【参】で表記）
- ③ その他、必要に応じて市町村で独自に定める基準

Ⅲ. 瀬戸市子ども・子育て会議で検討すること

- ①各条例の項目について、【従】の項目は政省令記載に従って条例に記載します。
⇒内容の確認をお願いします。
- ②各条例の項目について、【参】の項目は、瀬戸市の実情を考慮し、記載方法を変更します。
⇒内容を確認いただき、委員の皆様でご検討をお願いします。
- ③各条例の項目について、【従】【参】の項目以外に、瀬戸市独自で基準等を定めるべき項目があれば、委員の皆様でご検討をお願いします。